

令和8年度 第1回佐伯市地域振興部及び商工観光部
公の施設指定管理者選定委員会 議事要旨

議事（2）任意指定しようとする施設について

① 佐伯市宇目商業団地関連施設

【委員から出された主な質問、意見】

○任意指定であっても、申請書や事業計画書を提出してもらって選定委員会で審査する、ということか。

⇒（事務局）おっしゃる通り。公募の施設と同様、ヒアリング、採点により指定管理候補者を決定する。

議事（3）公募しようとする施設について

② 佐伯市佐伯駅周辺観光施設

【委員から出された主な質問、意見】

○観光案内所を運営するにあたり、従業員に資格等が必要となるのか。

⇒（事務局）個人資格は必要としていない。しかしながら外国人観光客対応の観点から、現在認定を受けている「外国人観光案内所認定制度」について、継続して資格認定を継続保持するよう仕様書を定めている。この認定は、外国語話者の配置が必要ではなくパンフレットなどを利用して、滞りなく外国人に対し案内が出来ればよいというものである。

○委託費積算内訳について、もう少し詳しい内容を記載すべきではないか。

⇒（事務局）さらに詳しい内容を記載することとする。

○従業員を常時2名配置するよう仕様書に記載があるが、常時2名のとらえ方は。

⇒（事務局）原則としているが、基本的に観光案内所での来客や電話問い合わせなどにおいて複数の問い合わせなどにもしっかりと対応することを求めている。もちろん、施設巡回などの業務対応や休憩などの社会通念上必要な離席などの時にも必ず2名いなければならないということではないが、常時の体制として1名では不足すると判断している。

③大入島食彩館及び佐伯市マリンハウス海人夏館

【委員から出された主な質問、意見】

○食彩館から佐伯市マリンハウス海人夏館に、食事を提供する事はできるのか。

⇒要項では制限を設けておらず、各種法令の許す範囲の中で自由におこなってほしいと考える。現在の指定管理者もお弁当の提供などをおこなっており、施設相互の機能を活用し

てほしいと考えている。

○食彩館は赤字続きであり、一方でマリンハウス海人夏館は収入が近年収入が上がっているが、パッケージとすることで運営上のバランスを取らせる目的なのか。

⇒お見込のとおり。隣接する施設であるため、双方の相互利活用の促進と人的及び収支上のスケールメリットを活かしてもらうためパッケージ公募としている。

④佐伯市上浦しおさいの里

【委員から出された主な質問、意見】

○前事業者が撤退した理由は。

⇒収益的にきびしいとの見立てであることを聞き取りしている。

○少なくはない指定管理委託料上限を設定しているが、今後も事業の赤字を見込んでいるのか。

⇒原則的に、食事提供業務が主たる事業の指定管理施設においては、売上げを自己の収入とする利用料金制のなかで、指定管理委託料上限は0円を原則としている。つまり黒字収益が前提であり、実際に黒字化するかどうかは、提供する食事メニューや集客イベントなど、事業内容次第ではあると考える。直近の事業者においては、集客イベントなどが少なかったのではないかと一部の地元の意見があった。また、収支状況とは別に上浦の中心施設として賑わいを求めたいとの地元意見もある。

また、前事業者の話として、食事提供設備以外の周辺設備としてトイレ、公園、遊具、ゲートボール場などの管理をおこなう必要があるが、その負担も大きいとの話もあったが、設定している指定管理委託料上限は、主に収益施設ではない設備の管理費を積算し計上しているため、やはり黒字化は収益部門に依存すると見ている。

⑤佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場

【委員から出された主な質問、意見】

○一年間の内で、売上げの増減等の時期ごとの状況は。

⇒盛夏の河川遊泳客の増加などもあり、夏季の収入が割合として多くなると認識している。

○夏休み期間は駐車スペースが少なく、車両を止められないことがある。

⇒駐車場スペースの問題については把握している。

○大水車は指定管理施設の一部として、管理を要するのか。

⇒施設の設備の一部として管理が必要である。

○インターネットを通じた予約受付体制などが整備されているのか。

⇒現在はインターネット予約受付体制はとられていない。今回公募から宿泊設備等を含む指定管理施設については、原則としてインターネット予約受付体制を構築するよう仕様書に定めている。

⑥木浦地区ふれあい施設

【委員から出された主な質問、意見】

○地元地区住民で組織された団体が運営しているが、地元地区住民以外で問い合わせや応募の動きは無いのか。

⇒現在のところ問い合わせや応募の動きは把握できていない。

⑦藤河内溪谷観光施設等

○インターネット予約等やってないとのことだが、実際にはコンサルタント会社等に委託せずとも、現在農泊事業者等において簡単に予約環境を整えるための、低廉な費用での講座等を利用した環境構築例もある。地元住民で高齢者の多い管理団体だったと思うが、今後指定管理者として申請をするのであれば、多少背中を押す形で新しいことに取り組んでもらい、よりよい管理が出来るよう成功体験をしてもらいたい。

⇒仕様書に原則的にインターネットでの予約体制を構築することを定めているが、あくまで、宿泊予約サイトに掲載するような体制を求めているわけではない。利用者が電話予約だけにらず、24時間簡易に予約行動ができることが重要と考えており、SNSなど利用したごく簡易な形でも問題無いと考えている。小半ふれあいキャンプ場などもそうだが、インターネット予約体制の整備を通じて、利用者の増加、ひいては売上げの増加につなげて、今後も持続可能な施設としてもらいたいと考えている。